

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 2 日

都道府県民生主管部（局）
介護保険主管課（部）
市区町村介護保険主管部局 御中

厚生労働省老健局 介 護 保 険 計 画 課
認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（その1）

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素よりご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和3年厚生労働省告示第73号）で連絡しているとおり、本年4月1日より、ADL維持等加算に係る経過措置が終了する旨の改正が施行されることとなります。

また、令和5年4月より、ケアプランデータ連携システムが本格稼働を開始することとなります。

今般、この改正等を踏まえ、介護保険事務処理システムに関して、現時点で考えられる事項について事務的に整理し、別添のとおり、資料の変更等を行いましたので送付いたします。

つきましては、貴管内市町村等の担当者へ周知するとともに、システム改修の漏れ等が生じることがないように特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

なお、本資料につきましては、近日、WAMNETに掲載する予定であり、また、3月に確定版として事務連絡を送付する予定であることを申し添えます。

<照会先> 電話03-5253-1111（代）

【介護報酬改定関係】

老人保健課 安藤、天満（内線3961）

【介護予防・日常生活支援総合事業関係】

認知症施策・地域介護推進課 石松、濱口、長谷川
（内線3986）

【インタフェース関係】

介護保険計画課 坂井、朱雀（内線2162）

<添付資料>

- 本事務連絡には、前回事務連絡（令和4年9月26日付）から変更等があった資料を添付している。
- 各添付資料において、変更箇所の表示は次のとおり。
 - （Ⅰの資料1、Ⅰの資料3②、Ⅲの資料4①②③④）
 - ・ 網掛け・赤字で表示
 - （Ⅰの資料2②③④、Ⅱの資料4）
 - ・ 資料表紙裏面の下に記載の凡例のとおり。
 - （Ⅰの資料2①、Ⅰの資料6）
 - ・ 令和5年度の資料として全面変更。
 - （Ⅰの資料3①、Ⅲの資料4中インタフェース仕様書）
 - ・ 新旧対照表のとおり。

I 介護報酬改定関係資料

資料1 介護報酬の算定構造のイメージ

資料2 介護給付費単位数等サービスコード表（令和4年10月施行版）

- ① サービスコード件数
- ② 介護サービス
- ③ 介護予防サービス
- ④ 地域密着型サービス

資料3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号）の一部改正

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点についての一部改正
- ② 介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点についての一部改正別表

資料6 介護給付費算定の届出等に係る留意事項について

II 介護予防・日常生活支援総合事業関係資料

資料4 介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表

Ⅲ 介護給付費請求書・明細書及びインタフェース関係資料

資料4 国保連合会とのインタフェースの変更について

- ① 国保連合会とのインタフェースの変更点について
- ② サービス事業所 I F 帳票レイアウト
- ③ 居宅介護事業所 I F 帳票レイアウト
- ④ サービス種類コードと体制等状況の関係

	新旧対照表	仕様書・解説書
共通編	共通編	共通編
都道府県編	都道府県編	都道府県編
サービス事業所編	サービス事業所編	サービス事業所編
居宅介護支援事業所編	居宅介護支援事業所編	居宅介護支援事業所編